

知的所有権ニュース（2023年10月）

〒392-0015

長野県諏訪市中洲1602-3

三枝特許事務所

TEL:0266-53-4197

FAX:0266-58-8602

E-mail: spo@coral.ocn.ne.jp

猛暑に続いて残暑が追い打ちをかけた酷暑の季節も終わり、ようやく秋らしい陽気が続くようになってきました。今年は前号を休刊にさせていただき、失礼いたしました。秋らしい季節になりましたので、業務に励むとともに、皆様のお役に立てますように、的確で斬新な方策を提案していきたいと考えています。よろしくご厚意申し上げます。

さて、今回も知的所有権ニュースをお届けします。最近の特許関連のニュースや連絡事項などを記載しました。なお、業務内容に関する細かなご質問につきましては電子メールやファクシミリにてお受けしております。 三枝

1. 不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和5年6月14日法律第51号）が公布されました。

今回は、この改正法に含まれる意匠と商標の改正内容についてご説明します。なお、本改正法の施行日は公布の日から9か月以内となっていますので、来年の3月14日までの間に施行されることとなる予定です。来年の1月1日となる可能性があるようです。

（1）意匠法第4条第3項（意匠の新規性の喪失の例外）の法改正について

意匠法では、出願意匠については、出願人が出願前1年以内に自らの行為により新規性が失われた場合でも、所定の手続きを行うことによって上記意匠の新規性が失われなかったとして取り扱うようにしています。

そして、意匠法第4条第3項は、上述の新規性の喪失の例外の適用を受けるための証明書の提出について記載しています。今般、以下のように、但し書き（下線部）が追加されました。

「・・・の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を出願意匠登録出願の日から30日以内に特許庁長官に提出しなければならない。ただし、同一又は類似の意匠について意匠法第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至る起因となった意匠登録を受ける権利を有する者の二以上の行為があったときは、その「証明する書面」の提出は、当該二以上の行為のうち、最先の日に行われたものの一の行為についてすれば足りる。」

したがって、異なる日において複数回にわたり公開された意匠がある場合でも、これらの公開意匠が相互に類似する場合には、最先の日に行われた公開行為について証明書を提出すればよいことになります。

また、同日に公開された複数の公開意匠がある場合でも、これらの公開意匠が相互に類似するときには、いずれか一つの公開行為について証明書を提出すれば足りることとなります。

（2）商標法の「他人の氏名を含む商標の登録要件の緩和」について

商標法第4条第8号の登録できない商標としての「他人の氏名を含む商標」については、「他人の氏名」が（商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名に限る。）という括弧書きを伴うことにより、指定商品又は指定役務の分野において周知な氏名に限定されることになりました。

また、上記の登録阻却事由の最後に、「又は他人の氏名を含む商標であつて、政令で定める要件に該当しないもの」という要件が付加されることによって、「他人の氏名」を含む出願について「出願人側の事情（例えば、出願することに正当な理由があるか等）」を考慮する要件を課すこととなりました。このような要件としては、以下の二つの例が挙げられてい

ます。

- ・出願人と商標に含まれる氏名との関連性（出願商標中に含まれる他人の氏名が、出願人の自己氏名、創業者や代表者の氏名、既に使用している店名である場合等）。

- ・出願人の目的・意図（他人への嫌がらせの目的の有無、先取りして商標を買い取らせる目的の有無等）。

（３）商標法の「コンセント制度の導入」について

商標法第４条第１項第１１号では、他人の登録商標又はこれに類似する商標であって、他人の登録商標の指定商品若しくは指定役務又はこれらと類似する商品又は役務について使用するものが、登録できない商標として規定されています。

しかしながら、形式的に相互に類似する商標となる場合であっても、個別具体的には、相互に混同するおそれのない商標であって、双方の使用者が合意できるものについては、双方を登録商標として併存することが許容される場合が想定されます。

そこで、当事者同士に合意があるとともに、商標同士に混同のおそれがないものについては、商標登録を併存させるといった留保型のコンセント制度が導入されます。

具体的には、上記のコンセント制度を導入するために、商標法第４条第４項に以下の文言が記載されました。また、商標法第８条の先後願の規定（第１項、第２項、第５項）についても、但し書きの形でコンセント制度を許容する同等の文言が記載されました。

「第一項第十一号に該当する商標であつても、その商標登録出願人が、商標登録を受けることについて同号の他人の承諾を得ており、かつ、当該商標の使用をする商品又は役務と同号の他人の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務との間で混同を生ずるおそれがないものについては、同号の規定は、適用しない。」

なお、上記の商標登録の併存により問題が生ずることを防止するため、今般のコンセント制度の導入によって併存されることとなった登録商標間についても、商標法第２４条の４の混同防止表示を請求可能とする規定が適用されるとともに、商標法第５２条の２の商標登録取消審判を請求可能とする規定についても同様に適用されることとなります。

以上

【連絡事項】

・長野県発明協会による無料相談事業

時間は午後１時～４時です。なお、相談には予約が必要です。（予約連絡先：各相談会の会場又は発明協会長野県支部026-228-5559）

※弊所担当の相談日は以下の予定です。なお、担当が変更される場合があります。

令和6年	1月25日(木)	松本市役所
令和6年	2月16日(金)	飯田商工会議所
令和6年	3月15日(金)	飯田商工会議所

・諏訪圏特許事務所連合会による無料発明相談

時間はいずれも午後１時～４時です。できるだけ事前の予約をお願いします。

諏訪商工会議所：偶数月の第３木曜日：予約連絡先：0266-52-2155

茅野商工会議所：随時：予約連絡先：0266-72-2800（予約のみ対応）

テクノプラザおかや：毎月第３火曜日：予約連絡先：0266-21-7000

下諏訪商工会議所：偶数月の第１水曜日：予約連絡先：0266-27-8533（現時点では予約があった場合のみ対応）

※弊所担当の相談日は以下の予定です。

令和6年	1月18日(火)	テクノプラザおかや
------	----------	-----------